

- 三 集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時
四 集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）
五 運送の扱種別

- 六 運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八 高価品については、貨物の種類及び価額

九 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

十 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十二 特約事項があるときは、その内容

十三 本約款の内容について承諾する旨

十四 その他その貨物の運送に関し必要な事項

- 2 前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて当店で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

- 一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時
二 運賃、料金等の額

- 2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

第八条・第九条 （略）

（削る）

（新設）

第六条・第七条 （略）

（送り状等）

第八条 荷送人は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）

三 運送の扱種別

- 四 運賃、料金（第三十二条に規定する積込料及び取卸料、第三十三条に規定する待機時間料、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項
- 五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 六 高価品については、貨物の種類及び価額
- 七 貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
- 八 第六十条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
- 九 運送保険に付することを委託するときは、その旨
- 十 その他その貨物の運送に関し必要な事項

- 2 荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合においては、荷送人は、送り状を交付したものとみなします。
- 3 荷送人は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

第九条 (略)

(運送の扱種別等不明な場合)

- 第十一条** 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

第十条 (略)

(運送の扱種別等不明な場合)

- 第十二条～第十五条** (略)

(連絡運輸)

- 第十六条** 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

(利用運送及び利用運送手数料)

- 第十七条** 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。

- 2 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を收受します。

(新設)

- 第十五条** 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

3 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を收受します。

4 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。

この場合において、利用運送に係る手数料は收受しません。

第三節 積付け

(積付け)

第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

(削る)

2 (略)

(受取及び引渡しの場所)

第十九条 当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

第二十条～第二十三条 (略)

(引渡不能の貨物の供託)

第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物を供託することができます。

2 (略)

(引渡不能の貨物の競売)

第二十五条 当店は、第二十二条の規定により荷送人に對して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。

2 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十二条の催告をしないで競売することができます。

3・4 (略)

(引渡不能の貨物の任意売却)

第二十六条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十二条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することができます。

第二十七条～第二十九条 (略)

(危険品等の処分)

第三十条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。

2・3 (略)

第三十一条 (略)

第三節 積付け、積込み又は取卸し

(積付け、積込み又は取卸し)

第十六条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2 当店は、貨物の積込み又は取卸しを受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。

3 (略)

(受取及び引渡しの場所)

第十七条 当店は、送り状に記載され、又は通知された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、送り状に記載され、又は通知された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

第十八条～第二十一条 (略)

(引渡不能の貨物の供託)

第二十二条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十条第二項の場合には、その貨物を供託することができます。

2 (略)

(引渡不能の貨物の競売)

第二十三条 当店は、第二十条の規定により荷送人に對して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。

2 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十条の催告をしないで競売することができます。

3・4 (略)

(引渡不能の貨物の任意売却)

第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することができます。

第二十五条～第二十七 (略)

(危険品等の処分)

第二十八条 当店は、第十四条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。

2・3 (略)

第二十九条 (略)

第七節 運賃、料金等

第七節 運賃及び料金

第三十二条 運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料料サーキュレーションを收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

4 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第三十三条 （略）

（削る）

（待機時間料）

第三十四条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が第六十一条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

第三十五条・第三十六条 （略）

（事故等と運賃、料金等）

第三十七条 当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときには、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

（中止手数料）

第三十八条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することができます。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

一 運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき
　　（中止手数料）
　　（新設）

二 載した運賃、料金等の二十パーセント以内

二 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき
　　（中止手数料）
　　（新設）

三 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき
　　（中止手数料）
　　（新設）

三 した運賃、料金等の五十パーセント以内

三 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき
　　（中止手数料）
　　（新設）

第三十九条～第四十一条

（略）

第三十条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

（新設）

2 個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第三十一条 （略）

（積込料又は取卸料）

第三十二条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を收受します。

（待機時間料）

第三十三条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

第三十四条・第三十五条 （略）

（事故等と運賃、料金）

第三十六条 当店は、第二十五条及び第二十七条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときには、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

（中止手数料）

第三十七条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することができます。ただし、荷送人が、貨物の積込みの行わるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

一 積合せ貨物の運送にあつては、一運送契約につき五百円

二 貸切り貨物の運送にあつては、使用予定車両が普通車である場合は一両につき三千五百円、小型車である場合は一両につき二千五百円

第三十八条～第四十条 （略）

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十二条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、**第十四条第二号**の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

第四十三条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、**運送申込書の記載又は荷送人の申告等の責任**の記載又は荷送人の申告により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。
(運送申込書等の記載の不完全等の責任)

第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

第四十五条～第四十七条 (略)

(損害賠償の額)

第四十八条 (略)

(略)

第四十九条～第五十三条 (略)

(略)

第五十条～第五十三条 (略)

(略)

第五十四条～第五十六条 (略)

(略)

第五十七条～第五十九条 (略)

(略)

第六十条～第六十二条 (略)

(略)

第六十三条～第六十五条 (略)

(略)

第六十六条～第六十八条 (略)

(略)

第六十九条～第七十一条 (略)

(新設)

第七十二条～第七十四条 (略)

(付保)

第七十五条～第七十七条 (略)

(付保)

第七十八条～第七十九条 (略)

(付保)

第八十条～第八十二条 (略)

(付保)

第八十三条～第八十五条 (略)

(付保)

第八十六条～第八十八条 (略)

(付保)

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、**送り状の記載又は荷送人の申告等の責任**の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

第四十三条 当店は、送り状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
(送り状等の記載の不完全等の責任)

第四十四条～第四十六条 (略)

(略)

第四十七条～第四十九条 (略)

(略)

第五十条～第五十二条 (略)

(略)

第五十三条～第五十五条 (略)

(略)

第五十六条～第五十八条 (略)

(略)

第五十九条～第六十一条 (略)

(略)

第六十二条～第六十四条 (略)

(略)

第六十五条～第六十七条 (略)

(略)

第六十八条～第六十九条 (略)

(略)

第七十条～第七十二条 (略)

(略)

第七十三条～第七十五条 (略)

(略)

第七十六条～第七十八条 (略)

(略)

第七十九条～第八十一条 (略)

(略)

第八十二条～第八十四条 (略)

(略)

第八十五条～第八十七条 (略)

(略)

第八十八条～第八十九条 (略)

(略)

第九十条～第九十二条 (略)

(略)

第九十三条～第九十五条 (略)

(略)

第九十六条～第九十八条 (略)

(略)

第九十九条～第一百一条 (略)

(略)

第一百二十二条～第一百二十四条 (略)

(略)

第一百二十五条～第一百二十七条 (略)

(略)

第一百二十八条～第一百三十条 (略)

(略)

2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二章 運送業務等

第一節 (略)

第二節 運送の申込み及び引受け (第六条—第十七条)

第三節 積付け (第十八条)

第四節 貨物の受取及び引渡し (第十九条—第二十六条)

第五節 指図 (第二十七条・第二十八条)

第六節 事故 (第二十九条—第三十一条)

第七節 運賃、料金等 (第三十二条—第三十八条)

第八節 責任 (第三十九条—第五十一条)

第九節 連絡運輸 (第五十二条—第五十九条)

第三章 積込み又は取卸し等 (第六十条—第六十二条)

(受付日時)

当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二節 運送の申込み及び引受け
(運送の申込み)

第六条 当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

三 集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時

四 集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

五 運送の扱種別

六 運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第五十九条に規定する積込料又は取卸料及び第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八 高価品については、貨物の種類及び額額

九 第五十九条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

十 第六十条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一 特約事項があるときは、その内容

十三 その他その貨物の運送に関し必要な事項

第二章 運送業務等

第一節 (略)

第二節 引受け (第六条—第十五条)

第三節 積付け、積込み又は取卸し (第十六条)

第四節 貨物の受取及び引渡し (第十七条—第二十四条)

第五節 指図 (第二十五条・第二十六条)

第六節 事故 (第二十七条—第二十九条)

第七節 運賃及び料金 (第三十条—第三十七条)

第八節 責任 (第三十八条—五十条)

第九節 連絡運輸 (第五十二条—第五十九条)

第三章 附帯業務 (第五十九条—第六十二条)

(受付日時)

当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

第二節 引受け
(新設)

2 前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて当店で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二 運賃、料金等の額

2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

第八条・第九条

（略）

（削る）

（新設）

第六条・第七条

（略）

（送り状等）

第八条 荷送人は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

- 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
- 二 発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）
- 三 運送の扱種別

四 運賃、料金（第三十二条に規定する積込料及び取卸料、第三十三条に規定する待機時間料、第五十九条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六 高価品については、貨物の種類及び価額

七 貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

八 第五十九条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

九 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十 その他貨物の運送に関し必要な事項

2 荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合においては、荷送人は、送り状を交付したものとみなします。

3 荷送人は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

第十条

（略）

第九条

（略）

(運送の扱種別等不明な場合)

第十一條 当店は、荷送人(第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。)が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送にしぬかた場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

第十二条～第十五条 (略)

(連絡運輸)

第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

(利用運送及び利用運送手数料)

第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送を他の運送機関と連絡の行う運送を利用して運送することができます。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。

2 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を收受します。

3 特別な手配をする利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もつた手数料を收受します。

4 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は收受しません。

第三節 積付け

(積付け)

第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
(削る)

第二十条～第二十三条 (略)
(引渡不能の貨物の供託)

2 (略)

2 (受取及び引渡しの場所)

3 (略)

3 (受取及び引渡しの場所)

(運送の扱種別等不明な場合)

第十一条 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

第十二条～第十四条 (略)

(連絡運輸又は利用運送)

第十五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することができます。

(新設)

第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送を他の運送機関と連絡の行う運送を利用して運送することができます。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。

2 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を收受します。

3 特別な手配をする利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もつた手数料を收受します。

4 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は收受しません。

第三節 積付け、積込み又は取卸し

(積付け、積込み又は取卸し)

第十六条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。

第十八条～第二十一条 (略)
(引渡不能の貨物の供託)

第十九条 当店は、運送申込書に記載された発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引渡します。

第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物を供託することができます。

第二十二条～第二十五条 (略)

2 (略)

2 (略)

(引渡不能の貨物の競売)

第二十五条 当店は、第二十二条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。

2 前項の規定にかかるわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十二条の催告をしないで競売することができます。

3・4 (略)

(引渡不能の貨物の任意売却)

第二十六条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十二条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することができます。

2 (略)

第二十七条～第二十九条 (略)

(危険品等の処分)

第三十条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取扱し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれが生じたときも同様とします。

2・3 (略)

第三十一条 (略)

(第七節 運賃、料金等)**(運賃、料金等)**

第三十二条 運賃、料金等(燃料サーチャージを除く)及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃

料サーチャージを收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示した運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第三十三条 (略)

(削る)

(引渡不能の貨物の競売)

第二十三三条 当店は、第二十条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。

2 前項の規定にかかるわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十二条の催告をしないで競売することができます。

3・4 (略)

(引渡不能の貨物の任意売却)

第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することができます。

2 (略)

第二十五条～第二十七条 (略)

(危険品等の処分)

第二十八条 当店は、第十四条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取扱し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれが生じたときも同様とします。

2・3 (略)

第二十九条 (略)

(第七節 運賃及び料金)**(運賃及び料金)**

第三十条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃

料サーチャージを收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第三十一条 (略)

(積込料又は取卸料)

第三十二条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を收受します。

(待機時間料)

第三十四条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が第五十九条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

第三十五条・第三十六条 (略)

(事故等と運賃、料金等)

第三十七条 当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときには、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

(中止手数料)

第三十八条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することができます。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

一 運送引受書に記載した集貨予定期の前々日に中止の指図をしたとき
　　載した運賃、料金等の二十パーセント以内

二 運送引受書に記載した集貨予定期の前日に中止の指図をしたとき　　当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセント以内

三 運送引受書に記載した集貨予定期の当日に中止の指図をしたとき　　当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

第三十九条・第四十条 (略)

(特殊な管理をする貨物の運送の責任)

第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理をする貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

(荷送人の申告等の責任)

第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送申込書の記載又は荷送人の申告により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(運送申込書等の記載の不完全等の責任)
第四十三条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

(略)

(待機時間料)

第三十三条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第五十九条第一項に規定する附帯業務を行ふ場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

第三十四条・第三十五条 (略)

(事故等と運賃、料金)

第三十六条 当店は、第二十五条及び第二十七条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときには、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

(中止手数料)

第三十七条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することができます。ただし、荷送人が、貨物の積込みの行わるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

一 積合せ貨物の運送にあつては、一運送契約につき五百円

二 貸切り貨物の運送にあつては、使用予定期車両が普通車である場合は一両につき三千五百円、小型車である場合は一両につき二千五百円

(新設)

第三十八条・第三十九条 (略)

(特殊な管理をする貨物の運送の責任)

第四十条 当店は、動物その他特殊な管理をする貨物の運送について、第十三条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

(荷送人の申告等の責任)

第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ことができないものについて、送り状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(送り状等の記載の不完全等の責任)

第四十三条 当店は、送り状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

(略)

(待機時間料)

第四十四条・第四十六条 (略)

第四十三条・第四十五条 (略)

(損害賠償の額)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 第三十六条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うこと不要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

4・5 (略)

第四十八条～第五十二条 (略)

(運賃、料金等の收受)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条规定第二項の規定を準用します。

第五十四条～第五十八条 (略)

(損害賠償請求権の留保)

3 第一項の場合は、連絡運輸の場合における第四十六条第一項の留保又は通知は、その運送を行つた運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

第三章 積込み又は取卸し等

(積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料)

3 第一項の場合は、当店は、貨物の積込み又は取卸しを受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を收受し、当店の責任においてこれを行います。

第六十条・第六十一条 (略)

(付保)

第六十二条 (略)

2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(標準貨物軽自動車引越運送約款の一部改正)

第五条 標準貨物軽自動車引越運送約款（平成十五年国土交通省告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改めます。

(受付日時)

改 正 後

(受付日時)

改 正 前

(損害賠償の額)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うこと不要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

4・5 (略)

第四十七条～第五十一条 (略)

(運賃、料金等の收受)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十一条第二項の規定を準用します。

第五十三条～第五十七条 (略)

(損害賠償請求権の留保)

3 第一項の場合は、連絡運輸の場合における第四十五条第一項の留保又は通知は、その運送を行つた運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

第三章 附帯業務

(新設)

第五十九条・第六十条 (略)

(付保)

第六十一条 (略)

2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示します。

2 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

		(運賃及び料金)	
		第六条 標準運送約款の一部改正	
		改 正 後	改 正 前
		(受付日時)	(受付日時)
1	標準運送約款の一部改正	第三条 当店は、受付日時を定め、これを主たる事務所その他の営業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。	第三条 当店は、受付日時を定め、これを主たる事務所その他の営業所の店頭に掲示します。
2	改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ、主たる事務所その他の営業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。	2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ、主たる事務所その他の営業所の店頭に掲示します。
3	(略)	(略)	(略)
		(標準貨物自動車特定信書便運送約款の一部改正)	(標準貨物自動車特定信書便運送約款の一部改正)
1	標準貨物自動車特定信書便運送約款の一部改正	第七条 標準貨物自動車特定信書便運送約款(平成二十七年国土交通省告示第千百六十三号)の一部を次のように改正する。	第七条 標準貨物自動車特定信書便運送約款(平成二十七年国土交通省告示第千百六十三号)の一部を次のように改正する。
2	改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
3	(略)	(略)	(略)
		(役務の名称及び内容)	(役務の名称及び内容)
1	第一条 (略)	改 正 後	改 正 前
2	(略)	(略)	(略)
3	当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。	当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。	当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示します。
4	(受付日時)	(受付日時)	(受付日時)
5	当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。	当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示します。	当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示します。
6	前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。	前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示します。	前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示します。

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

- 一 第二条第一項第一号の役務 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超える、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

二 第二条第一項第二号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

- 三 第二条第一項第三号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(料金の收受)

第十三条 (略)

2 (略)

- 3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(転送)

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあつた住所又は居所に速やかに転送します。ただし、居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

(標準貨物軽自動車特定信書便運送約款の一部改正)

第八条 標準貨物軽自動車特定信書便運送約款(平成二十八年国土交通省告示第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

(役務の名称及び内容)

第二条 (略)

2 (略)

- 3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(受付日時)

第四条 当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

- 一 第二条第一項第一号の役務 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超える、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

二 第二条第一項第二号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

- 三 第二条第一項第三号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

(料金の收受)

第十三条 (略)

2 (略)

- 3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示します。

(転送)

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあつた住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

改 正 前

(役務の名称及び内容)

第二条 (略)

2 (略)

- 3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示します。

(受付日時)

第四条 当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示します。

- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示します。

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

一 第二条第一項第一号の役務 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

二 第二条第一項第二号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

三 第二条第一項第三号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(料金の收受)

第十三条 (略)

3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。
(転送)

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあつた住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

一 第二条第一項第一号の役務 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

二 第二条第一項第二号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

三 第二条第一項第三号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

(料金の收受)

第十三条 (略)

3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示します。
(転送)

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあつた住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

附 则

(施行期日)

1 この告示は、令和六年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準貨物自動車運送約款、標準宅配便運送約款、標準引越運送約款、標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約款、標準靈きゅう運送約款、標準貨物自動車特定信書便運送約款及び標準貨物軽自動車特定信書便運送約款の適用については、なお従前の例による。